

令和6年度第1回敦賀市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和7年1月14日(火) 19時00分～20時15分

2. 場 所 市役所2階 庁議室

3. 出席者

	市 長	米 澤 光 治		
	教 育 長	花 木 秀 実	教育長職務代理者	岸 本 松 則
	委 員	中 宮 智 子	委 員	塚 啓 輔
	委 員	宮 川 和 彦		
事 務 局	教育委員会事務局長	織 田 一 宏		
	総 務 部 長	吉 岡 昌 則	総務部政策幹	山 田 博 道
	総務課長補佐	赤 澤 健 志	教育委員会事務局政策幹	中 川 有 希
	教育総務課長	多 賀 隆	学校教育課長	戸 羽 嘉 和
	生涯学習課長	鈴 木 一 良	スポーツ振興課長	橋 詰 裕
	学校教育課主幹	和多田 貴 宇	学校教育課指導主事	清 水 功 二
	教育総務課総務係長	刀 根 慶 太		

4. 内 容

(1) 開 会

(2) 市長あいさつ

- ・ 令和7年を迎えてから早くも半月が経過した。昨年の3月16日に北陸新幹線敦賀開業を迎えたが、開業前と比較すると様々な施設において来訪者が増加しており、開業効果を実感している。この効果を継続するためにも、今年は非常に大事な年になると考えており、引き続き各種取組を進めるとともに、現在令和7年度当初予算を編成しているところである。
- ・ そのような中、本日は「教育委員会と市長部局との事務分担」、「敦賀市のいじめの現状と対策」の2点について協議をいただくが、是非とも忌憚のないご意見を頂戴したい。

(3) 会議の公開・非公開

- ・ 協議事項の1つ目が、敦賀市の今後の組織や人事に関することであること、また2つ目が、協議の中でいじめの個別事案に触れる可能性があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項及び敦賀市総合教育会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき非公開とする。

(4) 協議事項

- ① 教育委員会と市長部局との事務分担について

◆ 事務局説明

市長より事務移管への考えについて説明、その後総務課より資料1に基づき説明

[市長]

この件については、令和6年8月2日に教育委員の皆様に対し、私の考えや思いを述べさせていただき、概ね賛同いただいた。本日はその後、市で議論した結果をお伝えする。

事務移管を検討したのは、文化・スポーツ・公民館の3分野。このうち文化、スポーツ分野について令和7年4月から市長部局に移管する。公民館については、来年度も引き続き検討する。

検討においては、文化分野、スポーツ分野では共通して、それぞれの分野での市民活動が教育の範疇を超えてきているということを考慮した。例えばスポーツ分野では「体育」という言葉が「スポーツ」という言葉に置き換わってきており、教育の中のスポーツとは言えなくなってきている。音楽や美術、アートなどの分野も、社会教育を含めて教育の分野との意識を全く持たずに活動している方も多い。また、スポーツ、文化の両分野とも多くの施設を保有しており、施設をより幅広く有効に活用していきたいこと、また各施設が今後のまちづくりに密接に関わってくることが課題となっている。これらのことから、新年度から現在のスポーツ振興課、文化振興課を市長部局に事務移管することにした。

公民館については、社会教育施設として、生涯学習を促進する施設として法的にも規定されており、市内の公民館は生涯学習の拠点として多くの教室や講座、セミナーが開かれている。一方で公民館業務の実態は、地域コミュニティ活動の拠点としての側面が強くなっており、区長会や地域コミュニティ事業についての業務の割合が大きくなっている。また公民館は、現在営利目的等では使用できないが、もっと用途を広げ、市民がもっと利用しやすい方法もあるのではないかと考えている。

そのため、総務部への移管を検討してきたが、現在公民館の主管課である生涯学習課の体制や位置付けをどうするか、休日の対応（公民館開館だが主管課は休み）をどうするかなど詳細を詰める必要があるため、新年度も検討を継続することとした。なお、図書館やプラザ萬象等についても、生涯学習課所管施設であるため、管理面等も考慮して、今回は移管の対象としないこととした。

今後も、市民サービスの向上につなげるためには、どのような組織体制がよいか、引き続き検討をしていきたいと考えている。

[総務課] 資料1に基づき説明

◆ 質疑応答

[岸本委員]

文化的な価値があるものも、眠ったままでは意味がない。活用することで活きてくるため、今回の方針については賛成である。そのうえで質問だが、博物館等が市長部局に入った場合に、土日開館等への影響はあるのか。

[市長]

博物館等は土日開館だが、現在も所管部署である文化振興課は土日休みであるため、

市長部局に移管した場合も土日開館への影響はないと考えている。

一方で公民館については、土日に主管課への問い合わせが必要な案件が比較的多く、現在は所管部署である生涯学習課が土日勤務であるため対応できているが、市長部局にする場合は所管課の勤務等について精査検討が必要であると考えている。

[堺委員]

方向性としては賛成であるが、法律的な観点として、スポーツや文化に係る事務を教育委員会が所管していたのは、政治的な影響から距離を置くべきということが制度趣旨であるので、それを害さないのかということも判断の基準であると考えている。現状、スポーツや文化については、現状政治的な中立性がそこまで求められていない、むしろまちづくり等の市長部局と連携した施策に乗せた方が良いという状況であるが、なぜ今まで中立性が求められていたのかが疑問である。当時の制度趣旨からみても市長部局への移管が問題ないということが分かれば良いと考える。

[総務部長]

教育委員会の職務権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められており、スポーツや文化は教育委員会の所管とされているが、これまでの法改正において、職務権限の特例に関する条例を定めることにより市長部局に移管できることになっている。平成19年にスポーツと文化、平成30年に文化財保護、令和元年に社会教育というように、順次広げる形で法律が改正された。それらの改正の背景には、まちづくり等への活用という考えがあり、各自治体もその法改正の考え方に基づいて、市長部局に移管をしているという状況である。

[堺委員]

教育委員会制度や国の枠組みとしてそうなっているのであれば問題ない。

② 敦賀市のいじめの現状と対策について

◆ 事務局説明

[学校教育課] 資料2に基づき説明

◆ 質疑応答

[中宮委員]

子どもからSOSが出されたとき、先生や保護者がいかに早く対処できるかが大切だと感じる。

[市長]

その視点で見ると、全国や県に比べ敦賀市のいじめの認知件数が少ない現状について、「いじめの行為自体が少ない」と捉えるのか、「各学校におけるいじめの認知に関する理解が不十分」と捉えるのか、見極めることが大切である。

[宮川委員]

今後、重大事態に係る再発防止策を出すにあたり、「敦賀市として重大に思っている」や「いじめられた子を守る」という内容を強く示してほしい。

本事案では、「被害生徒が学校にいられるようにするにはどうすればよかったか」、「被害生徒をどうすれば守ることができたか」という点考えることが大切であり、その具体案を再発防止策に入れてほしい。

被害を受けた生徒の希望の有無に関わらず、速やかに精神科等を受診できる道筋を示すことが必要であり、窓口をどうするか検討したい。

[教育長]

再発防止策の冒頭文に、敦賀市のいじめに対する立ち位置を明記したつもりである。医療への橋渡しについて、教育委員会が特定の病院を勧めてもよいのか。

[宮川委員]

教育委員会が特定の病院を紹介しても良いと思う。市立敦賀病院には、現在、福大附属病院から専門医が来ており、窓口になってもらえないか打診してみたい。他病院にも月1回程度、福大附属病院から専門医が来ている。このような専門家に繋ぐ道筋を考えてみたい。

[岸本委員]

いじめられた子を守ることは大事だが、いじめを起こさないようにすることや、重大化させない対策を講じることが必要であり、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」に係る対策は、被害者を守る対策と同じウエイトで示すべきである。

いじめの対応をすべて学校現場に任せるのは、負担が大きい。国が示す施策についても検討していく必要があるのではないか。

[堺委員]

一般的に子どもが問題を起こした場合、家庭裁判所の調査官が背景等を分析し、更生の手助けをしていくというのが、今の日本の流れであり、子どもを罰することが主たる目的ではない。警察に委ねる前に、学校において例えばSCとの継続的な面談等、いじめた側への対応の強化が求められるのではないか。

[中宮委員]

いじめを注意できる勇気が持てる子どもに育ってほしい。

[教育長]

いじめを解消するために、加害者に自己の行いを振り返るよう促し、被害者に謝罪させる場を設けた後、加害者及びその保護者との面談を継続し、子どもの変化を見取ることが大切だと感じており、SCにも面談に入ってもらうことは、よいアイデアである。

[岸本委員]

加害者が自ら被害者に謝罪したいと思うまで、指導を継続しなければならない。謝罪をするように指導するわけではない。

[市長]

本日の意見を基に、教育委員会で医療との連携及び市長部局による第三者委員会設置条例の制定に向けて検討いただきたい。

③ その他 なし

(5) 閉 会